

## 苫小牧市議会オンラインの方法による委員会への参加に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号。以下「条例」という。）第13条の2の規定によるオンラインの方法による委員会への参加に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (オンラインによる参加の申請)

第2条 委員会にオンラインの方法による参加を希望する委員は、原則として委員会開催日の前日（その日が市の休日にあたる場合は、その前日）の午前10時までにオンライン参加申請書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会を招集する場所（以下「委員会室等」という。）への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。

### (出席が認められるための要件)

第3条 委員長は、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員について、本人の映像及び音声を確認できる場合に限り、会議に出席したものと認めるものとする。

2 オンラインの方法により委員会に出席している委員（以下「オンライン出席委員」という。）について、通信環境や使用機器の不具合等により、オンラインの方法による出席が確認できないときは、委員長は会議を休憩し、復旧を待って委員会等を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧ができないときは、会議にはかって議事を進めることができるものとする。

### (オンライン出席委員の責務)

第4条 オンライン出席委員は、現に委員会室等にいる状態と同様の環境を確保

するため、常に映像及び音声の受信により委員会室等の状態を認識できるようにするとともに、オンライン出席委員の顔が認証できる状態及び必要に応じて音声を送信できる状態にしなければならない。

2 オンライン出席委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じるため、議会事務局から貸与されているタブレットを使用し、アプリケーションは「Zoom（ズーム）」を使用すること。

(2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。ただし、委員長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(3) 委員会に関係しない映像及び音声が入り込まないようにすること。

3 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

4 オンラインにより委員会に参加するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(秩序保持)

第5条 委員長がオンライン出席委員に対し、条例第20条第2項の規定による退場の措置をとったときは、委員長は回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(表決の方法等)

第6条 オンライン出席委員がいる場合においては、投票による表決を行うことができない。

2 委員長は、問題について異義の有無をはかるときは、オンライン出席委員及び委員会室等に出席している委員に同時に行うものとする。

3 表決宣告の際、第4条第1項の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、オンラインの方法による委員会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名

苫小牧市議会オンラインの方法による委員会への参加に関する要綱第2条第1項の規定により、委員会にオンラインにより参加することの許可を求めます。

1 開催日

年 月 日（ ）

2 オンラインにより参加を希望する理由

（※該当する項目に丸を付けてください。）

重大な感染症のまん延防止・大規模な災害の発生・

公務・疾病・出産・育児・家族の看護又は介護・その他

※公務・疾病・出産・育児・家族の看護又は介護・その他は下のカッコ内に内容を明記してください。

（ ）

3 参加場所

自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）

4 緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）